

入 札 公 告 (工 事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 7 月 19 日
株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 函館支店松陰住宅内外装等改修工事
- (2) 工事場所 北海道函館市
- (3) 工事概要 内外装等改修工事
鉄筋コンクリート造地上 2 階建 延床面積約 370 m²
- (4) 工期 平成 31 年 4 月 19 日 (金) まで

2 競争参加資格

- (1) 次の各項に該当しない者であること。

一般競争入札に参加しようとする者で次の各号のいずれかに該当する者は、競争に参加できない。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

イ 一般競争に参加しようとする者が、公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項 (この号を除く。) の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ イに該当する者を入札代理人として使用する者。

エ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

- (2) 建設業法に基づく建築一式工事について、同法第 3 条の規定による許可を得た者であって、北海道に、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

- (3) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値を

- 有していること。
- (4) 官公需適格組合の証明を受けている組合においては、当公庫が定める総合評定値の特例計算方法により算出した数値を総合評定値と読み替えることができる。
- (5) 平成 27 年度以降に、元請けとして本工事と同種の工事(注)を施工した実績を有すること。
(注) 本工事と同種の工事とは「工種」及び「建物用途規模」が同等又は同等以上である工事のことをいう
- (6) 次に掲げる全ての基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 発注工事に対する建設業法の許可業種に係る直接的かつ恒常的な雇用関係のある者であること。
- イ 1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士(建築)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1 級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級建築施工管理技士又は 2 級建築施工管理技士(建築)と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること(平成 28 年 6 月 1 日より前の更新又は取得の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。)
- (7) 本工事にかかる設計業務の受託者(株式会社澄建築設計事務所)と資本又は人事面において関連がない者であること。
なお、「当該受託(株式会社澄建築設計事務所)と資本又は人事面に関連がない者」とは、次のア、イ及びウのいずれにも該当するものである。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有せず、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていない者。
- イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていない者。
- ウ その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められない者。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- イ 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。
上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期

- 間に、国又は北海道内の地方公共団体による指名停止処分を受けていないこと。
- (10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 次の各項に定める届出の義務を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (12) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、交付方法及び交付期限

(1) 交付場所

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課
担当 梶（カコイ）裕一郎 TEL03-3270-1552 FAX03-3270-1411

(2) 交付方法

ア 原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを管財部契約課アドレス（pnbid-k@jfc.go.jp）に送信すること。

（ア）電子メールの標題に、「入札公告第 30-206 号に係る入札説明書交付希望」と記載する。

（イ）電子メールの本文に、次の内容を記載する。

① 入札件名「函館支店松陰住宅内外装等改修工事」

② 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

イ 公庫が当該電子メールに入札説明書を添付したうえで交付申請者に返信することにより、入札説明書を交付する。入札説明書が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、前（1）の担当者まで電話連絡を行うこと。

なお、窓口（前（1）の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに前（1）の担当者まで電話連絡を行うこと。

(3) 交付期限

平成30年8月6日（月）12時00分

4 「一般競争入札参加資格申請書」の提出場所及び提出期限等

- (1) 提出場所 上記3（1）と同じ。
- (2) 提出期限 平成30年8月6日（月）15時00分（郵送の場合は必着のこと）
- (3) 提出書類 入札説明書のとおり。

5 入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 上記3（1）と同じ。

- (2) 提出期限 平成 30 年 9 月 19 日 (水) 12 時 00 分 (郵送の場合は必着のこと)
- (3) 提出書類 入札説明書のとおり。

6 開札の日時及び場所

平成 30 年 9 月 20 日 (木) 13 時 30 分
東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 4 号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー 4 階 409 会議室

7 その他

(1) 入札方法

入札書は、上記 5 (1) の提出場所に 5 (2) の提出期限までに持参又は郵送すること。
郵送による場合は、提出期限内必着のこと。

なお、ファクシミリ、電送による入札は認めない。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 最低制限価格

設定有り

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、その者が調査基準価格を下回った入札者となった場合は、落札者の決定を留保し、公庫において調査を実施した上で落札者を決定する。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 使用言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 現場説明会

行わない。

(9) 詳細

入札説明書による。